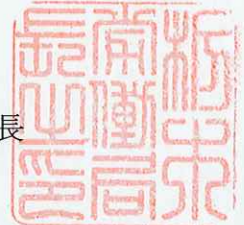


栃労発雇均 0831 第 3 号
令和 3 年 8 月 31 日

各労働基準協会 会長 殿

栃 木 労 働 局 長



「栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況についてのアンケート」への協力依頼について

平素より労働行政の推進、特に働き方改革の推進に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

今年 4 月から「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業にも適用され、事業主におかれては「正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消」を目指し取組を進めていただいております。

当局は、この取組を推進するため、法律の全面施行から半年の経過が見えてきている現時点で、県内の取組状況を把握するべく標記アンケートを実施いたします。

つきましては、貴職におかれましても傘下会員の事業主に対し、別添「調査の概要」及び「リーフレット」により標記アンケートを御周知いただき、御回答の促進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

公表された結果をもとに当局は「正社員と非正規雇用労働者との待遇の見直し」について、事業主の皆さまへの支援を充実してまいります。

御不明な点等ありましたら、お手数ですが以下の問合せ先までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。



調査の概要

○調査名

栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況についてのアンケート
【無記名の Web 調査】

○趣旨

栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況を把握し、調査結果をもとに「正社員と非正規雇用労働者との待遇の見直し」について、事業主への支援の充実を図っていきます。

○調査への回答方法

1 調査サイトにアクセスをお願いします。

<https://www14.cyber.nrc.co.jp/gtw/tochigi20210803/>



2 タイトル「栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）に関する取組状況についてのアンケート」のサイトに接続されます。注意事項、栃木労働局からのお願い等が表示されますので、確認の上、「次へ」をクリックしてください。

3 設問Q1～Q10がありますので、回答へのご協力をお願いします。回答の選択肢をクリックし、確認の上、「次へ」をクリックしてください。

4 全ての設問に回答すると、選択した回答が確認できます。内容に間違いがないか確認の上、問題なければ「完了」をクリックしてください。

5 これで調査は終了になります。ご協力ありがとうございます。

○調査期間 令和3年9月1日～令和3年9月30日

○結果公表 とちぎ公労使協働宣言実現会議（10月以降を予定）にて公表

○調査にご協力いただいた皆さまへ

栃木労働局及び栃木働き方改革推進支援センターでは、取組手順書、助成金等各種ツールを活用し、事業主の皆さまの同一労働同一賃金への取組を支援してまいります。

本調査を通じて、自社の取組に不足を感じたり、取組を進めていきたいとお考えの皆さま、まずは以下の連絡先までお問合せください。電話相談、個別訪問等により各種ツールの活用について支援いたします。

※本調査にかかわらず、事業主の皆さまの同一労働同一賃金への取組を支援しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

栃木労働局雇用環境・均等室	☎ 028-633-2795
栃木働き方改革推進支援センター	☎ 0800-800-8100
県北出張所	☎ 0800-800-8103
県南出張所	☎ 0800-800-8104

栃木県内企業 働き方改革取組調査 ～同一労働同一賃金～

調査期間【9/1～9/30】 Web調査



バランスの取れた待遇を！（均等・均衡待遇）

栃木労働局は、栃木県内企業の働き方改革（同一労働同一賃金）の取組状況を調査し、その結果をもとに事業主の皆さまへの支援を充実してまいります。

調査サイトはこちら。
皆様のご協力をお待ちしています。

<https://www14.cyber.nrc.co.jp/gtw/tochigi20210803/>



パートタイム・有期雇用
労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん



ご不明な点やご質問は、
栃木労働局雇用環境・均等室（028-633-2795）まで。